

【令和9年4月採用】

しそ 宍粟市職員採用試験案内



募集職種
受付期間
試験日
試験会場

社会福祉士、司書、幼稚園教諭・保育教諭
令和8年10月20日（火）～11月11日（水）
令和8年11月21日（土）
宍粟市役所（宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6）

1 募集内容（職種・受験資格・採用予定人数等）

区分	職種区分	採用予定人数	受験資格等
専門職	社会福祉士	若干名	■受験資格 次の要件をすべて満たす人 ①平成8年4月2日以降に生まれた人 （令和9年4月1日における年齢が30歳までの人） ②社会福祉士登録証を有する人 （令和9年3月末までに登録証を取得する見込みの人を含む） ■業務内容 市民相談等業務及び一般行政事務
	司書	若干名	■受験資格 次の要件をすべて満たす人 ①平成3年4月2日以降に生まれた人 （令和9年4月1日における年齢が35歳までの人） ②図書館法第5条第1項に規定する司書となる資格を有する人 （令和9年3月末までに司書となる資格を取得する見込みの人を含む） ■業務内容 図書館における専門的事務及び一般行政事務
	幼稚園教諭・保育教諭	若干名	■受験資格 次の要件をすべて満たす人 ①昭和61年4月2日以降に生まれた人 （令和9年4月1日における年齢が40歳までの人） ②幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する人 （令和9年3月末までに免許及び資格を取得する見込みの人を含む） ■業務内容 認定こども園・幼稚園における教育・保育業務及び一般行政事務

※令和9年3月末までに社会福祉士登録証・司書となる資格・幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得する見込みの人 … 令和8年度に実施される国家試験に合格し、直ちに登録・免許・資格申請をする見込みの人をいいます。

【注意事項】

- （1）地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- （2）受験申込みは、1職種に限ります。また、受付後の職種変更はできません。
- （3）合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- （4）合格発表後に各区分における受験資格に該当しない事実が発覚した場合は、合格を取り消します。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）とは

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■学校教育法第9条

1. 拘禁刑以上の刑に処せられた者
2. 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
3. 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込み手続

受付期間	令和8年10月20日（火）～令和8年11月11日（水） ※インターネット（外部サイト）から申し込みください。 <u>※申込みはインターネットのみとなります。</u> ※受付期間中は、24時間いつでも申し込みができます。
申込み先 （受付場所）	申込みサイト（パブリックコネクト）から、エントリーしてください。 ※会員登録（無料）が必要です。 ※合格通知などの各種通知も、申込みサイトに登録いただいたメールアドレスに通知します。 1. 下記の申込みサイトへアクセスし、会員登録を行ってください。 （会員登録はこちらから↓） https://public-connect.jp/user/register （宍粟市採用情報ははこちらから↓） https://public-connect.jp/employer/97433 2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリーを行ってください。 ①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録 ②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー ③顔写真データをアップロードしてください。 ※直近3か月以内に撮影した上半身、無帽、無背景、正面向きの画像データ（縦4cm×横3cm）をアップロードしてください。 ④申込みは1回です。重複申込みの場合は、最初に入力した内容が優先となります。申込み送信以降、申込み内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。 ⑤申込み完了後、申込み完了のメールが届きます。 3. エントリー完了（宍粟市が正式に受理）後、マイページのエントリー一覧に受験票が表示されるようになりますので、各自カラーでプリントアウトしてくだ

	さい。受験票は、試験当日は必ず持参してください。 4. 注意事項 ①「@public-connect.jp」及び「@city.shiso.lg.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 ②携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、穴栗市などからのメールが受信できず、申込みができない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。 ③受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
提出書類	■全職種共通 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し（在学中の方は卒業見込証明書） ■社会福祉士 ①社会福祉士登録証の写し（すでに登録されている人） ②実務経験見込証明書（申込み時点で社会福祉士登録証を取得していない人で実務経験により登録証を取得する見込みの人） ■司書 ①図書館法第5条第1項各号に該当することを証明するすべての書類 ■幼稚園教諭・保育教諭 ①幼稚園教諭免許の写し又は免許取得見込証明書 ②保育士証の写し又は資格取得見込証明書 ③成績証明書（在学中の方）

<申込み時の注意事項>

1. 受験申込みは、1職種に限ります。また、受付後の職種変更はできません。
2. 必ず、各種メールの受信設定を行ってください。
3. インターネット申込みに係る通信費用は、受験者自身の負担となります。
4. 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
5. 合格発表後に各区分における受験資格に該当しない事実が発覚した場合は、合格を取り消します。
6. 令和8年度に穴栗市が実施した社会福祉士、司書、幼稚園教諭・保育教諭の採用試験に申し込まれた方は、令和8年度に穴栗市が実施する同一職種の採用試験に申し込むことはできません。
7. 受験に際しての提出書類は、結果にかかわらずお返ししません。
8. 障がいのある人で試験時に合理的配慮を必要とする場合は、可能な範囲で対応しますので申込み時に申し出てください。その場合、試験日程が変更になることがあります。

3 試験日時・場所・方法等

	日 時 ・ 内 容 ・ 説 明 等	
試 験 日	令和8年11月21日（土）	
受付時間	午前8時50分～午前9時20分 （注意）受付時間は厳守のこと。原則として遅刻は認めません。	
試験時間	午前9時40分～正午（終了時刻は予定で受験者数により前後します。）	
試験会場	穴栗市役所 電話番号 0790-63-3178（直通） 所 在 地 穴栗市山崎町中広瀬133番地6	
試験当日 持参するもの	（1）<u>受験票（写真がカラー印刷されたもの）</u> 注意・受験票がないと受験できません。 ・受験票に写真がないもの及び本人確認できない写真の場合は、 受験できません。 （2）筆記具（HBの鉛筆またはシャープペン、消しゴム） （3）時計が必要な方は各自で持参してください。 なお、時計は時計機能だけのものに限りです。スマートフォン・携帯電話を時計として使用することは認めません。	
試験内容	対象職種	試 験 内 容
	全職種共通	（1）作文試験 60分 指定課題に対する理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力をみるための試験 （2）個人面接試験 15分 市が求める人材であるかを確認するための試験 ※申込み人数によっては、個人面接試験を集団面接試験に変更し、別日程で、11/21の試験の合格者に対して第2次試験として個人面接試験を実施する場合があります。この場合、パブリックコネクトサイトのメッセージにてお知らせします。
	幼稚園教諭・保育教諭	実技試験 15分 ①課題曲及び初見曲（ピアノ・弾き歌い） 1曲ずつ（課題曲は申込み締切後にパブリックコネクトサイトのメッセージ機能にて通知します。初見曲は当日に指定する曲となります。） ②お話 当日に指定するお話をさせていただきます。
合否通知	令和8年12月上旬を目途に、パブリックコネクトサイトのメッセージ機能にて通知します。	

4 合格発表から採用までの流れ

- (1) 最終試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、健康診断証明書（市所定の様式に病院で証明を受けたもの）を提出いただき、その結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和9年4月1日に採用の予定です。
- (2) 採用候補者名簿は、令和10年4月1日まで有効です。なお、有効期間内に必ず採用が行われるものではありません。
- (3) 必要に応じて、受験資格の有無、申込み書記入事項について、証明書などで確認します。申込みの記入内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用決定を受けた人が、令和9年3月末までに採用に必要な資格・免許・登録証が取得できない場合（国家試験に合格とならなかった場合をいいます。）は採用候補者名簿から削除します。
- (5) 幼稚園教諭・保育教諭として従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、幼稚園教諭・保育教諭については、試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しく

は写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八條の二、第百八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六條から第百七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に關する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

5 給与・福利厚生等

（1）給料（初任給）の例 ※地域手当を含む

職種	区 分	金額（R8.4.1現在）
社会福祉士、司書	4年制大学を卒業した人	241,280円
幼稚園教諭・保育教諭	4年制大学を卒業した人	241,280円
	短期大学（2年制）を卒業した人	228,176円

※令和8年4月1日現在の学歴別の初任給に地域手当を加算した金額です。

卒業後の職務経験等に応じて給料が加算されます。

（2）諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等を宍粟市職員の給与に関する条例・規則の規定により支給します。

(3) 休暇等

年次有給休暇（20日）及び特別休暇として夏季休暇（5日）、病気休暇、子の看護等休暇、介護休暇、産前産後休暇、結婚休暇、忌引休暇などの各種休暇制度がありますので、安心して働くことができます。

育児のための休暇が充実しています！ ～男性育児休業と子どもの看護等休暇～

男性の育児休業取得期間が他市町より長期間の取得実績となっています！

令和7年度の男性育児休業取得率は90.0%となり、平均取得期間も6か月と、他市町より長期間の取得実績があり、かなり育児休業を取得しやすい職場環境となっています。

子の看護等休暇の対象を中学生まで拡大しました！

子の看護等休暇とは … 子どもの病気（風邪）や予防接種、健診、入学（園）式などのときに取得できる特別の休暇（上限 10 日）

令和5年度まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
小学校に入学するまでの子が対象	中学校に入学するまでの子に対象拡大	子どもの入園式や入学式に出席することについて取得要件を拡大	満15歳に達する日以後の最初の3月末までの間にある子に拡大

(4) 福利厚生

兵庫県市町村職員共済組合や兵庫県市町職員互助会に加入します。健康保険や年金等の制度や各種給付金・手当金等の制度も充実しています。

(5) 退職金

兵庫県市町村職員退職手当組合に加入し、同組合の規定に基づき退職時に退職手当が支給されます。

6 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、下表のとおり口頭で開示請求することができます。なお、電話やはがきによる請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする写真付きの書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参のうえ、受験者本人が直接お越しください。

試験区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間 (土・日・祝日などの閉庁日は除く)	請求先及び 開示場所
試 験	不合格者	総合順位	合否通知発送（送信）の日から1か月間 ※窓口での開示可能時間は、土・日・祝日などの閉庁日を除いて、9:00～16:30となります。	宍粟市役所 総務部人事課 (本庁舎3階)

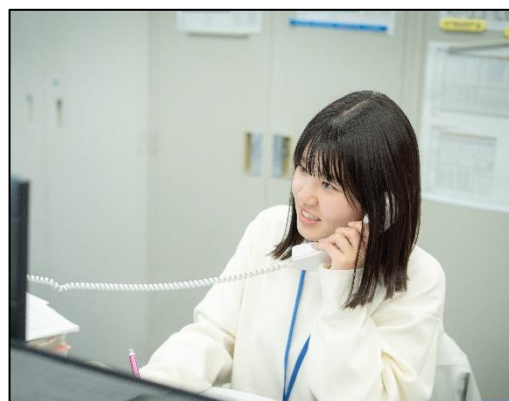
7 先輩職員に聞いた穴栗市役所を選んだ理由は？

穴栗市役所に入庁した先輩職員に穴栗市役所を選んだ理由を聞きました。

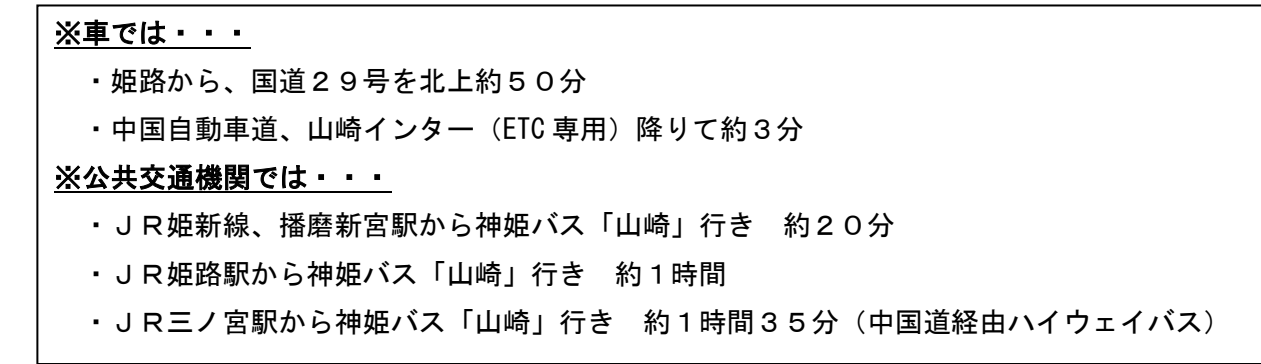


「生まれ育った穴栗市に何か恩返しができないか」と思い穴栗市役所を選びました。20 年間一度も離れることなく生活してきた穴栗市への恩返しとしてこれからも住み続けること、また、地域の活性化に貢献できるようにひとつひとつ仕事を覚え、成長していきながら一生懸命頑張っていきたいと思います。

高校時代に地元の魅力や住民の方の熱意を実感し、大好きな穴栗市の力になりたいと思い穴栗市役所を選びました。優しい先輩方に支えられながら、チームで働く喜びを感じています。穴栗市職員として一日も早く地域みなさまに貢献できるよう、学び続けることを忘れず精一杯頑張ります。



地元である穴栗市みなさんに「生涯安心して穴栗市で生活してほしい」との思いから、高齢化が進む穴栗市の健康課題に保健師として微力ながらお役に立ちたいと考え、穴栗市役所への転職を決意しました。穴栗市は市役所が担う役割が多く、仕事にやりがいを感じられる職場です。より良いまちづくりのために今後入庁されるみなさんと一緒に働くことを楽しみにしています。



会場周辺の無断駐車は、付近の方のご迷惑になりますので、必ず試験会場の東田駐車場または隣

- 【お問い合わせ】**
穴粟市役所 総務部 人事課
住所 穴粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL 0790-63-3000（代表）
0790-63-3178（直通）